

緊急レポート（天災事変と休業手当）

2011年3月11日午後2時46分頃、太平洋三陸沖を震源とするマグニチュード9.0を記録する地震が発生しました。

テレビ等でも報道されている通り、この地震や津波により、日本は広範囲にわたって被害を受けました。

特に東北から関東にかけての被害状況は、日本がこれまでに経験したことの無い程、甚大なものとなっています。

東北地方太平洋沖地震により被害を受けられました皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに、皆様のご無事と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、今回の事態によって、一時的に操業停止を余儀なくされる企業も多々あるのではないかと思います。

今回は、そうした場合の賃金の取り扱いについて、緊急にレポートしますので、ご参考にして頂ければと思います。

労基法第26条には、休業手当という条文があり、以下のように規定されています。

「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。」

労務提供が不可能になった原因が、会社の責に帰すべきであるかどうかということがポイントになりますが、不可抗力によるものは、会社の責めに帰すべき事由には含まれません。

不可抗力であるかどうかの判断としては、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてなお避けることのできない事故であること、の2つの要件を備えたものでなければならないとされております。

今回の震災は、まさにこの要件に該当することから、休業手当の支払いは、原則として必要ないということになります。

他方、派遣会社の場合、今回のような不可抗力が原因で、派遣先が操業できなくなった際の休業手当については、以下の通達のように、その取り扱いが若干異なる場合があります。

「派遣中の労働者の休業手当について、労基法第26条の使用者の責に帰すべき事由があるかどうかの判断は、派遣元の使用者についてなされる。したがって、派遣先の事業場が、天災地変等の不可抗力によって操業できないために、派遣させることができない場合であっても、それが使用者の責に帰すべき事由に該当しないことは必ずしもいえず、派遣元の使用者について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性を含めて判断し、その責に帰すべき事由に該当しないかどうかを判断することになること。(昭 61.6.6 基発 333号)」

今回は、不可抗力による操業停止の場合の休業手当について、法的な観点から緊急にレポートをしましたが、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災の際にも、労働省（当時）が、雇用調整助成金の特例措置等を講じており、今回も同様の措置が講じられるものと推測されます。

今後、厚生労働省を始めとする行政機関がどのような対応をしていくのか注目していきたいところです。

なお、今回のレポートの内容は、一般的な法的解釈となっておりますが、個別のご相談にも対応させて頂いておりますので、ご遠慮なくご相談頂ければと思います。